

議案第52号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表88の項中「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準」の次に「（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、

「

（ウ）非住宅部分について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	229,000円
	300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	366,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	521,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	639,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	753,000円
	25,000㎡を超える場合	1件につき	860,000円

」

を

「

（ウ）非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	80,000円
	300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	130,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	210,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	280,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	340,000円
	25,000㎡を超える場合	1件につき	400,000円
（エ）非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	229,000円
	300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	366,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	521,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	639,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	753,000円

	25,000㎡を超える場合	1件につき	860,000円
--	---------------	-------	----------

に改め、同表96の項を同表102の項とし、同表90の項から95の項までを6項ずつ繰り下げ、同表89の項の次に次のように加える。

90	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第8条第1項に規定する工場等の用途に供する建築物	(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び95の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項から92の項までにおいて同じ。）を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	35,000円
				イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	87,000円
				ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
				エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	160,000円
			オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	200,000円	

		(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項から92の項までにおいて同じ。）を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	39,000円
			イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	94,000円
			ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
			エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	170,000円
			オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	210,000円
	2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
			イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
			ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
			エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円
			オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
		(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
			イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円

			ギー消費性能適合性判定	ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
				エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
				オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円
91	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 工場等の用途に供する建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のアに規定する額の2分の1に相当する額
				イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額
				ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のウに規定する額の2分の1に相当する額
				エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のエに規定する額の2分の1に相当する額
				オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(1)のオに規定する額の2分の1に相当する額
			(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額
				イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額
				ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する額の2分の1に相当する額
				エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のエに規定する額の2分の1に相当する額

				額
			オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき 前項の1の(2)のオに規定する額の2分の1に相当する額
2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のアに規定する額の2分の1に相当する額
		イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額
		ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のウに規定する額の2分の1に相当する額
		エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のエに規定する額の2分の1に相当する額
		オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(1)のオに規定する額の2分の1に相当する額
		(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき
	イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
	ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のウに規定する額の2分の1に相当する額	
	エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のエに規定する額の2分の1に相当する額	
	オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(2)のオに規定する額の2分の1に相当する額	

					額	
9 2	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第12条第 2項又は第1 3条第3項に 規定する建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の軽微な 変更であるこ との証明の申 請に対する審 査	1 建 築物エ ネルギー 消費性能適 合性判定を 受けた計画 で工場等の 用途に供する 建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のアに規定する額
			イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のイに規定する額	
			ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のウに規定する額	
			エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のエに規定する額	
			オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(1)のオに規定する額	
			(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のアに規定する額
		イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のイに規定する額		
		ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する額		
		エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のエに規定する額		
		オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(2)のオに規定する額		
		2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のアに規定する額
				イ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のイに規定する額
				ウ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のウに規定する額
				エ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のエに規定する額
オ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件			前項の2の(1)のオ		

				m <sup>2</sup> 以上の場合	につき	に規定する額	
			(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のアに規定する額	
				イ 床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のイに規定する額	
				ウ 床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のウに規定する額	
				エ 床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のエに規定する額	
				オ 床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> 以上の場合	1件につき	前項の2の(2)のオに規定する額	
93	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」と	ア 一戸建ての住宅の場合	1件につき	4,700円	
				イ 共同住宅等の場合	申請する床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	9,000円
					申請する床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	18,000円
					申請する床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	41,000円
					申請する床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上の場合	1件につき	74,000円
			ウ 一の建築物全体	(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除く。）	1件につき	4,700円	



		いう。)の場合 に適合し(ア及 びイに掲げる を証する書類(住 宅の品質除く。 確保の促進等) に関する法律 第5条第1項に規 定する登録住宅性 能評価機関又は建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第15 条第1項に規定す る登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関が交付した ものに限る。以下 次項において同じ 。)添付があつた 場合	(イ) 共同 住宅等	申請する床面積の 合計が300㎡未 満の場合	1件 につ き	9,000円
				申請する床面積の 合計が300㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	18,000円
				申請する床面積の 合計が2,000 ㎡以上5,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	41,000円
				申請する床面積の 合計が5,000 ㎡以上の場合	1件 につ き	74,000円
			(ウ) 非住 宅部分	申請する床面積の 合計が300㎡未 満の場合	1件 につ き	9,000円
				申請する床面積の 合計が300㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	25,000円
				申請する床面積の 合計が2,000 ㎡以上5,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	74,000円
				申請する床面積の 合計が5,000 ㎡以上10,00 0㎡未満の場合	1件 につ き	110,000円
				申請する床面積の 合計が10,00 0㎡以上25,0 00㎡未満の場合	1件 につ き	140,000円
				申請する床面積の 合計が25,00 0㎡以上の場合	1件 につ き	180,000円

		(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円	
				申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円	
			イ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円	
				申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円	
				申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円	
				申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円	
			ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	(ア) 住宅部分（イに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
					申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
				(イ) 共同住宅等	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円

				の部分 (性能 基準を 用いる ものに 限る。 )	申請する床面積の 合計が300㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	100,000円
					申請する床面積の 合計が2,000 ㎡以上5,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	180,000円
					申請する床面積の 合計が5,000 ㎡以上の場合	1件 につ き	250,000円
				(ウ) 非住 宅部分 (モデ ル建物 法(建 築物エ ネルギー 消費 性能誘 導基準 であつ て、市 長が指 定する ものを いう。 以下次 項及び 95の 項にお いて同 じ。) を用い るもの に限る 。)	申請する床面積の 合計が300㎡未 満の場合	1件 につ き	80,000円
					申請する床面積の 合計が300㎡以 上2,000㎡未 満の場合	1件 につ き	130,000円
					申請する床面積の 合計が2,000 ㎡以上5,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	210,000円
					申請する床面積の 合計が5,000 ㎡以上10,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	280,000円
					申請する床面積の 合計が10,000 ㎡以上25,000 ㎡未満の場合	1件 につ き	340,000円
					申請する床面積の 合計が25,000 ㎡以上の場合	1件 につ き	400,000円

				(エ) 申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	210,000円	
				・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下次項及び95の項において同じ。)を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
					申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
					申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円
2	1	(1) 床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)の合計			1件につき	89の項の2の(1)に規定する金額	
		(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物について			1件につき	89の項の2の(2)に規定する金額	

		係規定に適合するかどうかの審査	(3) 建築基準法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物について	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	1基につき	15,000円		
				小荷物専用昇降機	1基につき	7,000円		
94	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定に対する審査	(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合	ア 一戸建ての住宅の場合		前項の(1)のアに規定する額の2分の1に相当する額		
				イ 共同住宅等の場合		前項の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額		
				ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	（ア） 計画の認定を受けた住宅部分（イ）に規定するものを除く。）	前項の(1)のウの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額		
					（イ） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(1)のウの（イ）に規定する額の2分の1に相当する額		
					（ウ） 計画の認定を受けた非住宅部分	前項の(1)のウの（ウ）に規定する額の2分の1に相当する額		
					（エ） 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(1)のウに規定する額		
				(2) 上記以外の場合		ア 一戸建ての住宅の場合		前項の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額
						イ 共同住宅等の場合		前項の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額
				ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	（ア） 計画の認定を受けた住宅部分（イ）に規定するものを除く。）	前項の(2)のウの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額		
					（イ） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(2)のウの（イ）に規定する額の2分の1に相当する額		
（ウ） 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物	前項の(2)のウの（ウ）に規定する額の2分の1に相当する額							

					法を用いるものに限る。)	
					(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)	前項の(2)のウの(エ)に規定する額の2分の1に相当する額
					(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(2)のウに規定する額
	2 1	の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	(1) 床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)の合計	1件につき		前項の2の(1)に規定する金額
			(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物について	1件につき		前項の2の(2)に規定する金額
			(3) 建築基準法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物について	1基につき	建築設備の計画の変更(小荷物専用昇降機を除く。)	8,000円
				1基につき	小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円
				1基につき	新たに設置する建築設備について	前項の2の(3)に規定する金額
9 5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	(1) 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー性能基準に適合している旨を証する書類(住宅の	ア 一戸建ての住宅の場合	1件につき	4,700円
			イ 共同住宅等の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
				申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	18,000円
				申請する床面積の合計が2,000	1件につ	41,000円

建築物のエネルギー消費性能の認定	品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合	ウー一の建築物全体の場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)	(ア)住宅部分(イ)に係るものを除く。)	m <sup>2</sup> 以上5,000	き		
				m <sup>2</sup> 未満の場合			
				申請する床面積が5,000m <sup>2</sup> 以上の場合	1件につき	74,000円	
				(イ)住宅部分	1件につき	4,700円	
				申請する床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	9,000円	
				申請する床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	18,000円	
				申請する床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	41,000円	
				申請する床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上の場合	1件につき	74,000円	
				(ウ)非住宅部分	1件につき	9,000円	
				申請する床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	25,000円	
				申請する床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	74,000円	
				申請する床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	110,000円	
				申請する床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満の場合	1件につき	140,000円	
申請する床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> 以上の場合	1件につき	180,000円					

		(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
				申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
			イ 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
				申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
			ウ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
				申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
				申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
				申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
			エ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円
				申請する床面積の合計が300㎡以上の場合	1件につき	100,000円



				場合	合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	につき	
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
			オ	一	(ア) 申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
				の建築物全体の場合(アからエまでに掲げる場合を除く。)			
				(ア) 住宅部分(ウ)及び(エ)に係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
				(イ) 住宅部分(ウ)及び(エ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
				(イ) 住宅部分(ウ)及び(エ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
				(ウ) 共同住宅等部分(仕様基準	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円

				を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
				(エ) 共同住宅等部分(性能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円
					申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
				(オ) 非住宅等部分(モデル建物法を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円
					申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
					申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円

					00㎡未満の場合		
					申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
				(カ) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	210,000円
					申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
					申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
					申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
					申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。